

## 第4 法人の状況

### 1. 資本金の状況

当センターにおける平成16年度末の資本金は、以下のとおりです。

区 分	資 本 金
一般勘定	9,602 百万円
施設整備勘定	—
法人単位	9,602 百万円

### 2. 役員の状況

役員の定数はセンター法第6条の規定により、理事長1人、理事1人、監事2人を置くこととされており、センター法第8条の規定により役員の任期は3年となっています。

平成17年12月1日現在の役員は、次のとおりです。

役職名	氏名	任期	経歴
理事長	遠藤 昭雄 (昭和21年9月21日生)	平成16年4月1日～ 平成19年3月31日	昭和45年 4月 文部省初等中等教育局財務課 平成 9年 7月 文化庁次長 平成10年 7月 文部省体育局長 平成12年 6月 " 学術国際局長 平成13年 1月 文部科学省研究振興局長 平成14年 8月 国立教育政策研究所長 平成16年 4月 国立大学財務・経営センタ 一理事長
理 事	三村 洋史 (昭和30年9月6日生)	平成16年4月1日～ 平成19年3月31日	昭和53年 4月 文部省大臣官房人事課 平成11年 4月 " 大臣官房福利課長 平成12年 4月 文化庁文化財保護部伝統文 化課長 平成13年 1月 東京国立博物館総務部長 平成14年 2月 三重大学事務局長 平成16年 4月 国立大学財務・経営センタ 一理事

役職名	氏名	任期	経歴
監事	下郷 少二 (昭和22年5月22日生)	平成16年4月1日～ 平成19年3月31日	昭和41年 4月 名古屋国税局総務部総務課 平成11年 7月 長崎税関監視部長 平成12年 7月 日本道路公団参事、経理部長 平成15年 7月 財務省会計センター次長 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター監事
監事 (非常勤)	生駒 俊明 (昭和16年3月5日生)	平成16年4月1日～ 平成19年3月31日	平成13年 5月 東京大学名誉教授 平成14年11月 日本テキサス・インスツルメンツ(株)顧問 平成15年 4月 産業再生機構 非常勤監査役 平成15年 6月 日立金属(株)社外取締役 平成15年 6月 科学技術振興機構 上席フェロー 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター非常勤監事

### 3. コーポレート・ガバナンスの状況

#### (1) 法による規制

##### ① 主務大臣等

当センターの主務大臣は、センター法により文部科学大臣とされており、通則法により、文部科学大臣は、当センターの理事長及び監事を任命し、または解任することができることとされています。また、当センターは、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際などには、文部科学大臣の認可を受けることとされています。

##### ② 会計監査人の監査等

当センターは、通則法により、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

##### ③ 会計検査院の検査

当センターに対しては、会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）

- ・会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか。(合規性)
- ・事務・事業が経済的、効率的に行われているか。(経済性、効率性)
- ・事業全体が所期の目的を達成し効果を上げているか。(有効性)

## (2) 外部評価体制

当センターの業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度毎の評価と中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間毎の評価があります。また、業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省の独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることとなります。

当センターは、文部科学省の独立行政法人評価委員会により各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績について、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上評価を受けることとなります。この文部科学省の独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、当センターに対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができるとされています。

## (3) 内部管理体制

### ① 業務執行体制、運営評議会

理事長のリーダーシップの下、機動的な運営・業務実施を行えるよう組織運営・事業実施に関する権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成する運営評議会を設け、中期計画、年度計画、予算等の重要事項について審議・助言を受けるなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する連絡会を設置、当該会議を定期的で開催し、重要な方針及び施策に関して審議を行うなど、当センターの業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

### ② 監事監査

当センターの業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図るとともに会計経理の適正を期することを目的とし、当センターには監事2名を置いています(センター法第6条)。監事は、監事監査規則等に基づき、個々の事務処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人と連携し当センターの業務の監査を行っています。